

各種研究会における（東海）ユーザー宿泊施設の利用について

平成26年10月16日
東海キャンパス

1. 各種研究会（国際会議、研究会、ワークショップ等）による利用の場合は、当該研究会事務担当者を通じてJ-PARCセンターユーザーズオフィスに申し込むものとする。
ただし、宿泊できるのは、原則、平成25年9月27日役員会、「（東海）ユーザー宿泊施設における使用者についての申合せ」に記載のある者とする。
2. ユーザーズオフィスは、次の条件の範囲内において、東海キャンパス所長の確認を得たうえで、使用を許可するものとする。
 - ① J-PARC運転期間以外
利用できる部屋数は、原則、最大50室とする。また、同時に複数の研究会が開催される場合、利用人員等の調整は主催者間で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合はディビジョン長会議の意見を聴くものとする。
 - ② J-PARC運転期間
利用できる部屋数は、原則、最大30室とする。また、同時に複数の研究会が開催される場合、利用人員は1研究会あたり最大20室とし、利用人員等の調整は主催者間で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合はディビジョン長会議の意見を聴くものとする。
 - ③（東海）ユーザー宿泊施設における使用者についての申合せに記載のない者の利用
ディビジョン長会議の意見を聴くものとする。

ディビジョン長会議に意見を聴くもの

	最大数以内	最大数超過等	上記③の利用
J-PARC運転期間以外	×	○	○
J-PARC運転期間	×	○	○

※：×はDiv長会議に聴かない、○はDiv長会議に聴く。